3.4 悪臭

3.4.1 調査対象地域

(1) 煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響

気象条件（さいたま地域気象観測所の最多風向:北北西）及び煙突実体高さ（59m と想定）をもとに大気拡散の概略予測を行った結果､最大着地濃度出現予想距離は約 0.8km と見込まれる。調査対象地域は、指針において最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍を見込んで設定するとされていることから、大気質と同様に計画地から半径約 2.0km 内に設定した。

(2) 施設からの悪臭の漏洩の影響

新施設の配置、敷地境界条件等を考慮し、施設からの悪臭の漏洩による影響が大きくなると想定される周辺地域及び敷地境界上を調査対象地域として設定した。

3.4.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目及びその選択理由は、表 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-1 現況把握項目及び選択理由

現況把握項目	選択理由
①悪臭の状況 ②気象の状況 ③土地利用の状況 ④人家等の状況 ⑤主要な発生源の状況 ⑥関係法令による基準等	施設の排出ガスに伴う悪臭及び施設からの悪臭の漏洩が、周辺地域の生活環境に影響を与えると考えられるため、左記の項目を選定した。

(2) 現況把握方法

① 悪臭の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

既存資料調査は、「朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備運営事業に係る生活環境影響調査書」（朝霞市平成 29 年 3 月）を整理することにより行った。

イ. 現地調査

現地調査は、計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握できる地点として、計画地の敷地境界における風上側 1 地点及び風下側 1 地点の計 2 地点で悪臭の現地測定を実施した。また、現有施設である和光市清掃センターの煙突排出ガスの悪臭の測定も実施した。

調査項目、調査地点、調査期間及び調査方法は、表 3.4-2 及び図 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-2 悪臭調査方法等

調査項目	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
【煙突排ガスの排出に伴う悪臭】 ・臭気指数 ・特定悪臭物質(22物質)	現有施設（和光市清掃センター）の煙道2箇所とした。	1日×1季 令和3年8月24日（火）	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年9月13日環境庁告示63号）及び「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示9号）に定める方法に準拠した測定方法とした。
【施設からの悪臭の漏洩】 ・臭気指数 ・特定悪臭物質(22物質)	計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握するため、計画地の敷地境界における風上側1地点及び風下側1地点の計2地点とした。	1日×2季 夏季調査： 令和3年8月24日（火） 冬季調査： 令和4年2月16日（水）	

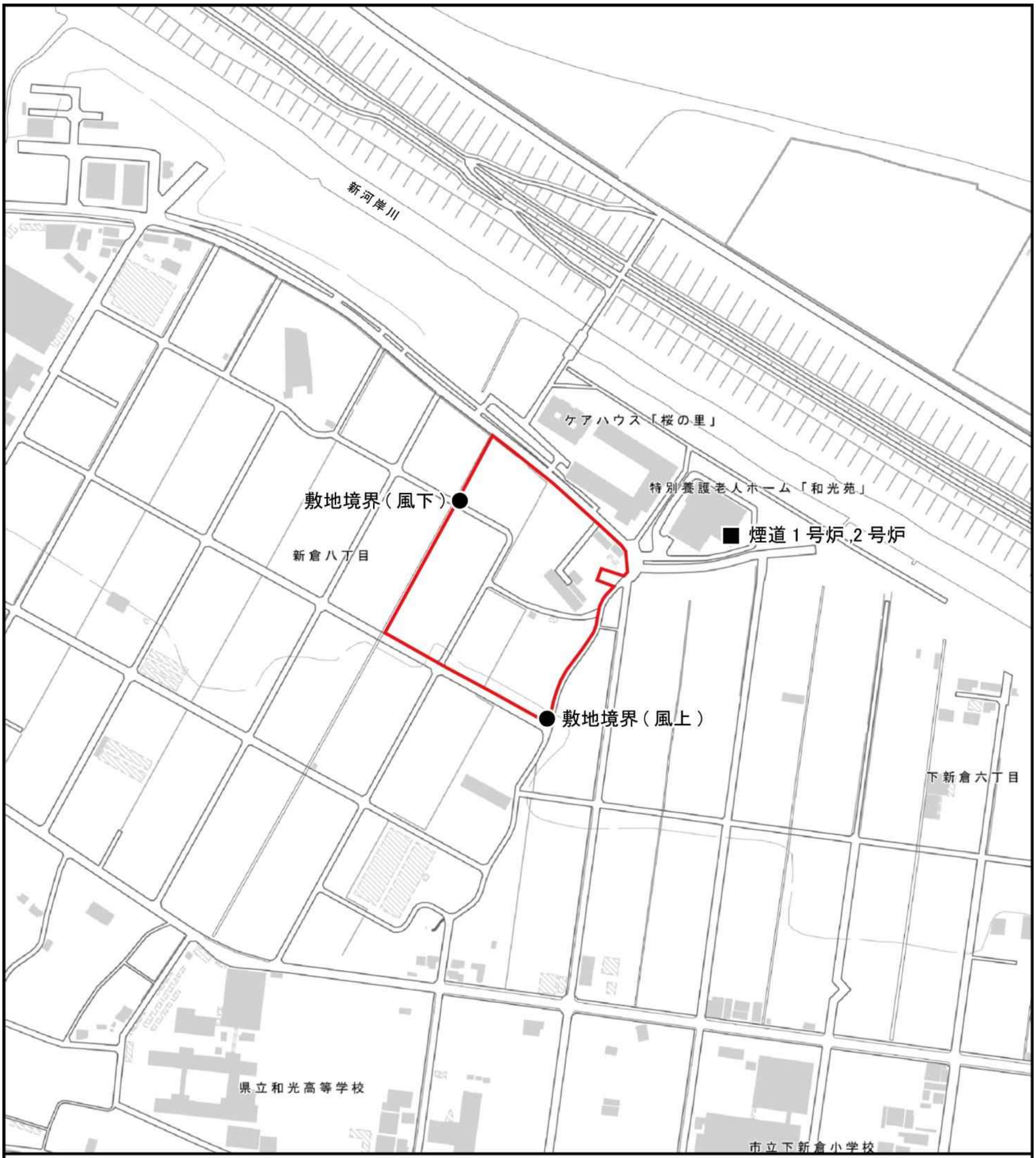

凡　例

- （赤枠）計画地
- ● 悪臭現地調査地点（敷地境界）
- ■ 悪臭現地調査地点（煙道）

下図出典：地理院タイル 電子地形図（国土地理院）

図 3.4-1(1)　調査地点（悪臭・夏季）

Scale 1：5,000
0 50 100 200m

N

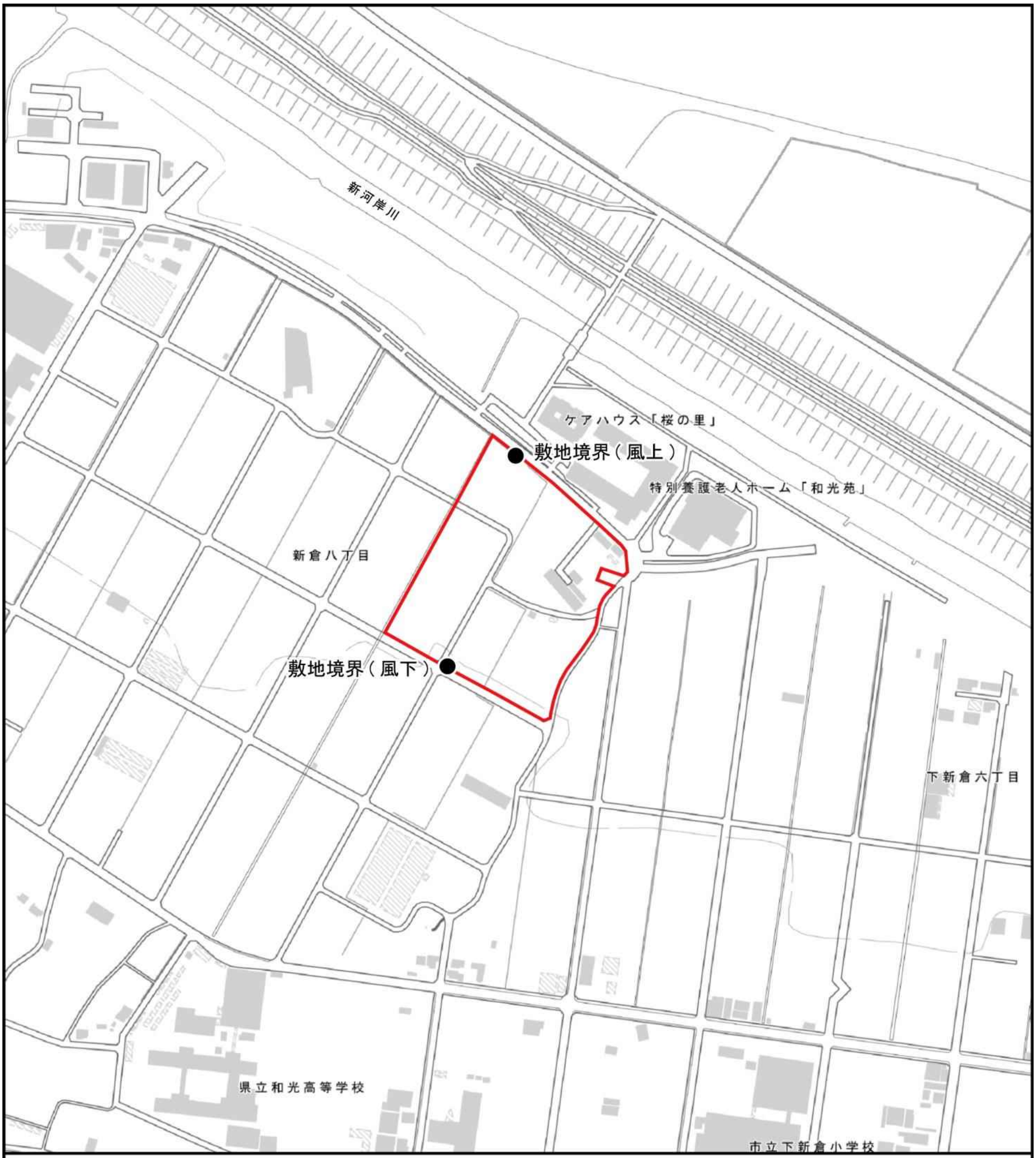

凡 例

- 計画地
- ● 悪臭現地調査地点（敷地境界）

下図出典：地理院タイル 電子地形図（国土地理院）

図 3.4-1(2)　調査地点（悪臭・冬季）

Scale 1 : 5,000
0 50 100 200m
N

② 気象の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

気象の状況の既存資料調査方法は、「3.1 大気質」(p.3-12 参照)に記載したとおりである。

イ. 現地調査

現地調査は、「①悪臭の状況」と同様の 2 地点で実施した。調査項目、調査地点、調査期間及び調査方法は、表 3.4-3 及び前掲図 3.4-1 に示すとおりである。

表 3.4-3　気象調査方法等

調査項目	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
・風向、風速 ・気温、湿度	計画地及びその周辺における一般的な悪臭の状況を把握するため、計画地の敷地境界における風上側1地点及び風下側1地点の計2地点とした。	1日×2季 夏季調査： 令和3年8月24日(火) 冬季調査： 令和4年2月16日(水)	簡易風向風速計及び温度湿度計を用いる方法とした。

③ 土地利用の状況

土地利用の状況の調査方法は、「3.1 大気質」(p.3-15 参照)に記載したとおりである。

④ 人家等の状況

人家等の状況の調査方法は、「3.1 大気質」(p.3-15 参照)に記載したとおりである。

⑤ 主要な発生源の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア. 既存資料調査

既存資料として、「地形図」(国土地理院)等を整理することにより行った。

イ. 現地調査

現施設の煙突(試料採取口)の 2 地点において、現地調査を行った。調査方法等は「①悪臭の状況　イ. 現地調査」と同様とした。

⑥ 関係法令による基準等

調査は、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)等に基づく基準を整理することにより行った。

(3) 現況把握の結果

① 悪臭・気象の状況

ア. 既存資料調査結果

ｱ) 悪臭の状況

悪臭の既存資料調査の結果は、表 3.4-4 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3.4-2 に示すとおりである。

表 3.4-4 既存資料調査結果（悪臭）

測定項目	単位	悪臭No.1	悪臭No.2	規制基準注 及び参考値
臭気指数	–	10未満	10未満	15
アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	1
メチルメルカプタン	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.002
硫化水素	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.02
硫化メチル	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.01
二硫化メチル	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.004未満	0.004未満	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.004未満	0.004未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.009
イソバレルアルデヒド	ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.003
イソブタノール	ppm	0.05未満	0.05未満	0.9
酢酸エチル	ppm	0.1未満	0.1未満	3
メチルイソブチルケトン	ppm	0.05未満	0.05未満	1
トルエン	ppm	0.5未満	0.5未満	10
キシレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.4
スチレン	ppm	0.05未満	0.05未満	1
プロピオン酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.001

注）規制基準：A 区域の臭気指数の基準値が適用
　　参 考 値：特定悪臭物質は規制対象外につき悪臭防止止法に基づく A 区域の基準値を参考値とした
出典：「朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備運営事業に係る生活環境影響調査書」
　　（朝霞市、平成 29 年 3 月）

ｲ) 気象の状況

気象の状況の既存資料調査結果は、「3.1 大気質」（p.3-25 参照）に記載したとおりである。

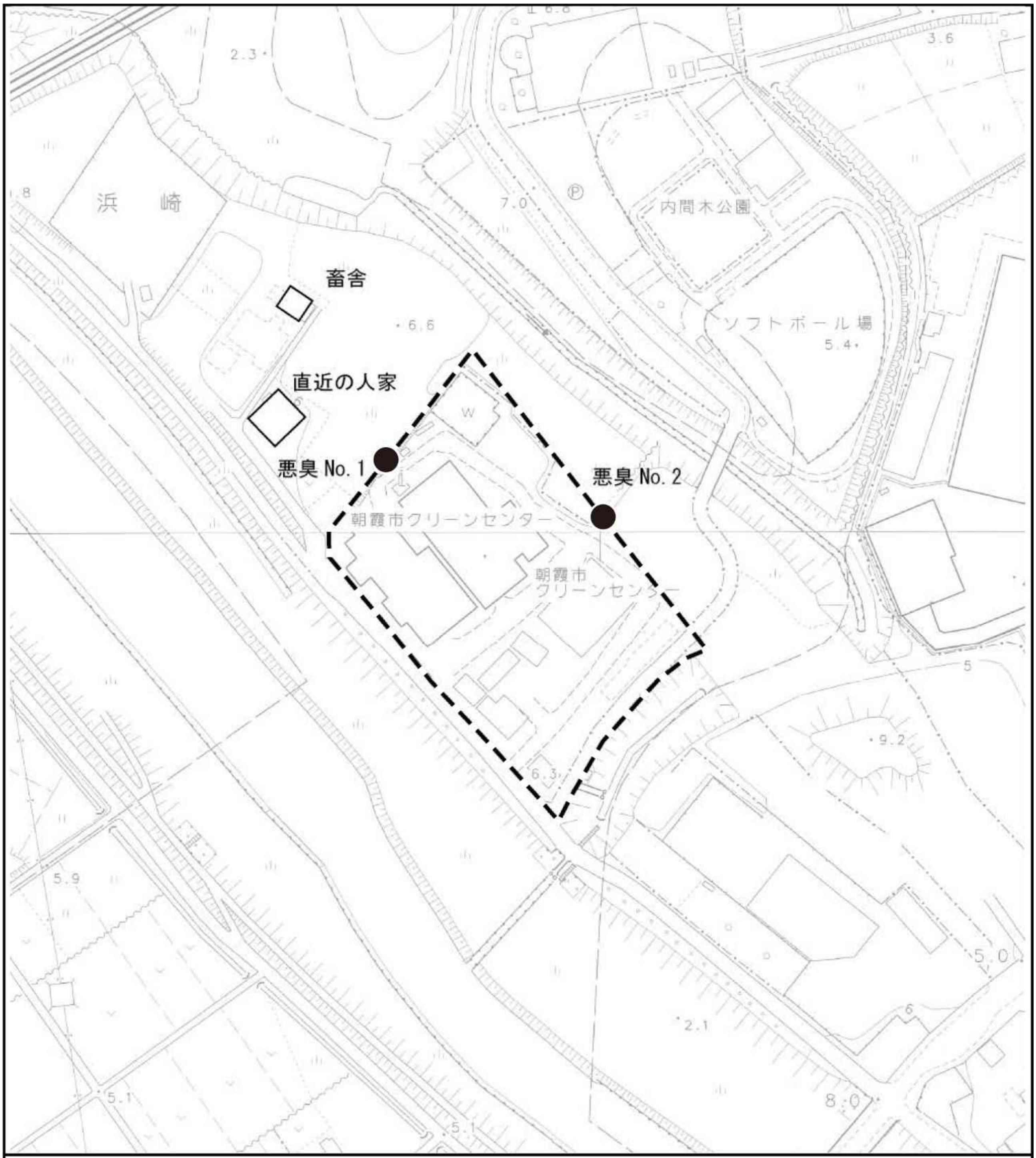

凡 例

(破線)	既存資料調査対象施設
●	悪臭調査地点
□	人家、畜舎

図 3.4-2 既存資料調査地点（悪臭）

Scale 1 : 2,500

0 25 50 100m

N

出典：「朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備運営事業に係る生活環境影響調査書」（朝霞市、平成 29 年 3 月）

イ．現地調査結果

計画地敷地境界の調査結果は、表 3.4-5 に示すとおりである。

埼玉県では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく臭気指数規制を導入しており、和光市は臭気指数規制の対象となっている。計画地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため、悪臭防止法に基づく A 区域に該当し、臭気指数 15 の規制区域に該当する。また、特定悪臭物質に関しては規制の対象ではないが、悪臭防止法に基づく A 区域の基準値を参考値とした。

調査の結果、臭気指数は 10 未満であり、基準値を下回った。また、特定悪臭物質は、全ての項目が参考値を下回った。

表 3.4-5　現地調査結果（計画地敷地境界）

調査項目		単位	敷地境界（夏季）		敷地境界（冬季）		基準値及び参考値
			風上	風下	風上	風下	
臭気指数		－	10未満	10未満	10未満	10未満	15
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.009
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	1
	トルエン	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	10
	スチレン	ppm	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.4
	キシレン	ppm	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	1
	プロピオン酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0018	0.0005未満	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0006	0.0005未満	0.001
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0009
	イソ吉草酸	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.001
風向		-	SE	SE	NE	NNE	-
風速		m/s	0.5	1.5	1.0	0.9	-
気温		℃	31.5	31.7	9.7	9.6	-
湿度		%	57	61	54	54	-

② 土地利用の状況

土地利用の状況の調査結果は、「3.1 大気質」（p.3-38 参照）に記載したとおりである。

③ 人家等の状況

人家等の状況の調査結果は、「3.1 大気質」（p.3-38 参照）に記載したとおりである。

④ 主要な発生源の状況

ア. 既存資料調査

計画地及びその周辺の主要な悪臭の発生源として、北東側に位置する現施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設)、東側のプラスチック類処理施設や産業廃棄物処理施設（中間処理施設）が存在する。

イ．現地調査

ｱ）現有施設煙突（試料採取口）の調査結果

現有施設煙突（試料採取口）の調査結果は、表 3.4-6 に示すとおりである。

調査の結果、臭気指数は煙突 1 号炉が 21、煙突 2 号炉が 25 であり、規制基準（2 号基準）を満足する結果であった。また、特定悪臭物質は、ほとんどの項目が定量下限値未満であった。

表 3.4-6　現地調査結果（現有施設煙突）

調査項目		単位	煙突 1 号炉	煙突 2 号炉	基準値
臭気指数		-	21	25	55
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.3	―
	メチルメルカプタン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	硫化水素	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	二硫化メチル	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	トリメチルアミン	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	―
	アセトアルデヒド	ppm	0.069	0.075	―
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.004 未満	0.009	―
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0015	0.0078	―
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	―
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0027	0.0083	―
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.0004 未満	0.0004 未満	―
	イソブタノール	ppm	0.05 未満	0.05 未満	―
	酢酸エチル	ppm	0.1 未満	0.1 未満	―
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	―
	トルエン	ppm	0.5 未満	0.5 未満	―
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	―
	キシレン	ppm	0.05 未満	0.05 未満	―
	プロピオン酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	ノルマル酪酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―
	イソ吉草酸	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	―

⑤ 関係法令による基準等

ア．規制基準

ｱ) 臭気指数

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は、表 3.4-7 に示すとおりである。

埼玉県では、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく臭気指数規制を導入しており、和光市は臭気指数規制の対象となっている。計画地及びその周辺は、用途地域の定めのない地域であり、A 区域に該当する。

表 3.4-7　悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	18

注 1）A 区域は、B 区域及び C 区域を除いた市内全域
　　B 区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
　　C 区域は、都市計画法（昭和 44 年法律第 100 号）第 8 条第 1 条第 1 項の規定による工業地域又は工業専用地域

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）
　　平成 24 年 和光市告示第 59 号

ｲ) 特定悪臭物質

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) に基づく規制基準は、表 3.4-8 に示すとおりである。

埼玉県では、悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) に基づく特定悪臭物質濃度規制を導入しているが、和光市は特定悪臭物質濃度規制の対象ではないため、計画地及びその周辺は、特定悪臭物質の規制基準は適用されない。

表 3.4-8　悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1以下	1以下	2以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.002以下	0.004以下
硫化水素	0.02以下	0.02以下	0.06以下
硫化メチル	0.01以下	0.01以下	0.05以下
二硫化メチル	0.009以下	0.09以下	0.03以下
トリメチルアミン	0.005以下	0.005以下	0.02以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.05以下	0.1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.05以下	0.1以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.009以下	0.03以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.02以下	0.07以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.009以下	0.02以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.003以下	0.006以下
イソブタノール	0.9以下	0.9以下	4以下
酢酸エチル	3以下	3以下	7以下
メチルイソブチルケトン	1以下	1以下	3以下
トルエン	10以下	10以下	30以下
スチレン	0.4以下	0.4以下	0.8以下
キシレン	1以下	1以下	2以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	0.07以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.02以下	0.02以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.02以下	0.02以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.04以下	0.04以下

注 1) A 区域は、B 区域及び C 区域を除いた市内全域
B 区域は、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
C 区域は、都市計画法 (昭和 44 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 条第 1 項の規定による工業地域又は工業専用地域

出典 :「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)
「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定」(平成 9 年 3 月 14 日埼玉県告示 336 号)

3.4.3 予測

(1) 煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響

① 予測項目

予測項目は、煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響とした。

② 予測地域

予測地域は、「3.1 大気質」(p.3-42 参照)と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、施設の供用が通常の状態に達した時点（令和 10 年度（2028 年度））とした。

④ 予測方法

ア. 予測手順

煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響は、事業計画に基づき図 3.4-3 に示す流れで予測を行った。

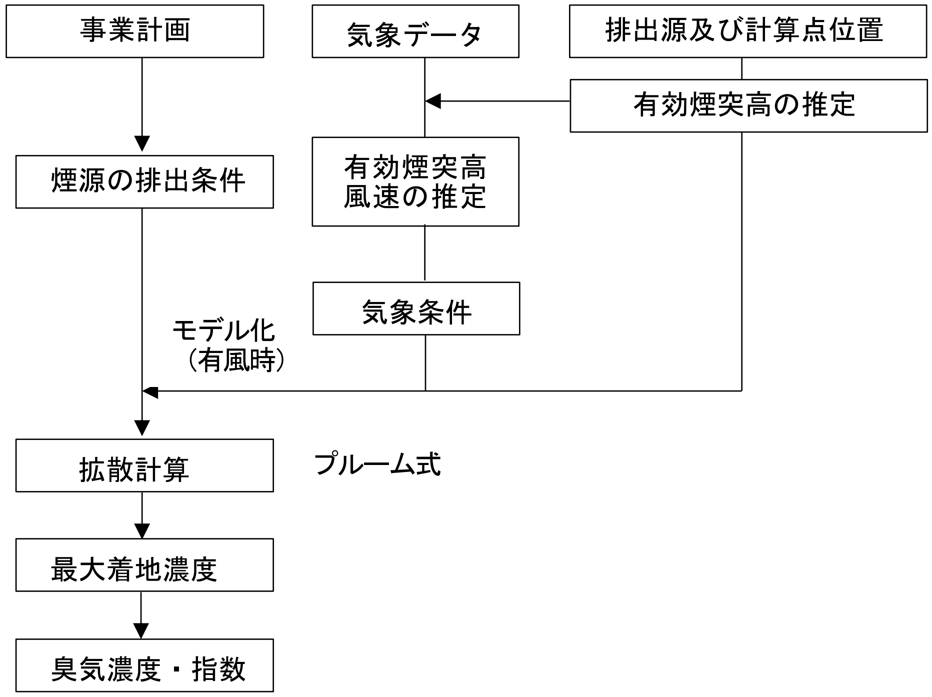

図 3.4-3 予測手順（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

イ．予測式

ｱ) 点煙源拡散式

予測式は、プルーム式を用いた点煙源拡散式とし、拡散式は表 3.4-9 に示すとおりである。また、有風時における拡散係数については、図 3.4-4 に示すパスキル-ギフォード図を用いた。

表 3.4-9 点煙源拡散式

風速区分	拡散式
有風時 風速1.0m/s以上 ※プルーム式	$C(x,y,z)=\dfrac{Q}{2\pi\cdot u\cdot\sigma_y\cdot\sigma_z}\times exp\left(-\dfrac{y^2}{2{\sigma_y}^2}\right)\left[exp\left\{-\dfrac{(z-H_e)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}+exp\left\{-\dfrac{(z+H_e)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$
記号説明	C(x,y,z) ：(x,y,z)地点における濃度(ppm又はmg/m^3) σ_y, σ_z ：水平(y)、鉛直(z)方向の拡散幅(m) Q ：排出強度(m^3/秒又はg/s) x ：風向に沿った風下距離(m) y ：x軸に直角な水平距離(m) z ：x軸に直角な鉛直距離(m) u ：風速(m/s) He ：有効煙突高(m)

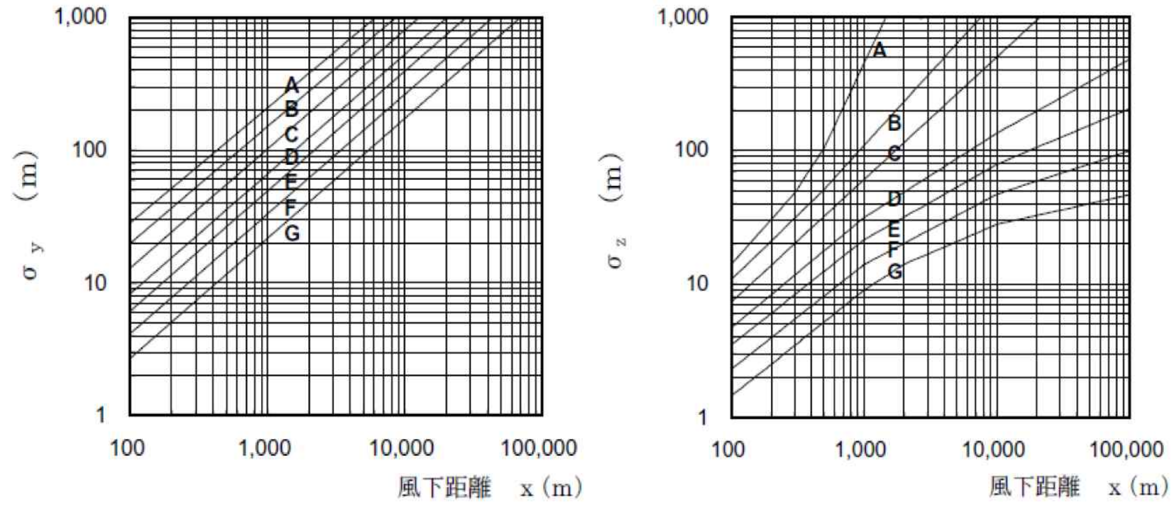

水平方向(σ_y)　　鉛直方向(σ_z)

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成 12 年 12 月、公害研究対策センター)

図 3.4-4 パスキル-ギフォードによる拡散係数

ｲ) 有効煙突高の算出

有効煙突高は、表 3.4-10 に示す CONCAWE（コンケイウ）式を用いて算出した。

表 3.4-10　有効煙突高の算出式

<table>
<tr><th>風速区分</th><th>有効煙突高の算出式</th></tr>
<tr><td>有風時
風速1.0m/s以上</td><td>CONCAWE(コンケイウ)式
$\Delta \mathrm{H} = 0.175 \times {Q_H}^{(1/2)} \times u^{(-3/4)}$
Q_H　：排出熱量(cal/秒)　$(= \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot (T_g - T_0))$
ρ　：0℃における排ガス密度(1.293×10^3g/m^3)
Q　：単位時間当たりの排ガス量(m^3N/秒)
C_p　：定圧比熱(0.24cal/K・g)
T_g　：排ガス温度(℃)
T_0　：気温(15℃を想定)
u　：煙突頭頂部における風速(m/s)
$u = u_s \left(\frac{z}{z_s}\right)^P$
u_s　：地上風速(m/s)
z　：煙突高度に相当する高さ(m)
z_s　：地上風速の測定高さ(m)
P　：べき指数(下表参照)</td></tr>
</table>

パスキル安定度 / べき指数	A	B	C	D	E	F と G
P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

ｳ) 臭気評価時間修正の方法

プルーム式における予測評価時間は 3 分であるが、臭気の資料採取時間は 6～30 秒で行っているため、大気拡散式で算出された値に対して、表 3.4-11 に示す修正式により臭気の評価時間の修正を行った。

表 3.4-11　臭気の評価時間の修正

<table>
<tr><td>評価時間の修正式</td><td>$C_s = \left(\frac{\sigma_{y1}}{\rho_{y2}}\right)^{\gamma} \cdot C_m$</td></tr>
<tr><td>記号説明</td><td>C_s　：試料採取時間 T_1 に対する濃度
C_m　：試料採取時間 T_2 に対する濃度
γ　：定数(＝0.2)
σ_{y1}　：時間 T_1 における臭気の水平方向の拡散幅
σ_{y2}　：時間 T_2 における臭気の水平方向の拡散幅
$\left(\frac{\sigma_{y1}}{\rho_{y2}}\right)^{\gamma} = 3.5$</td></tr>
</table>

出典：「悪臭防止対策の今後のあり方について」（平成 9 年 11 月、中央環境審議会）

ウ. 臭気指数の予測条件

ｱ) 施設の排出諸元

施設の排出諸元は、煙突排ガスの排出に伴う大気質の影響と同様とした。

ｲ) 臭気排出強度

現施設での測定結果を基に排出ガスの臭気指数を 25（臭気濃度 320)、排出ガス量を 2 炉運転時とし、この条件に基づき排出ガスの臭気強度を 157,760（m^{3}N/分）と算定した。

臭気排出強度（m^{3}N/分）＝臭気濃度×湿り排出ガス量（m^{3}N/分）
＝320×（2×14,790/60)
＝157,760

ｳ) 気象条件

気象条件は、表 3.4-12 に示すとおり、一般的な気象条件の中で風速 1.0m/s 以上で最も臭気が高濃度となると想定される気象条件とした。

表 3.4-12　気象条件

大気安定度	風速（m/s)
A	1.0

⑤ 予測結果

ア. 臭気指数

煙突排ガスの排出に伴う悪臭影響の予測結果は、表 3.4-13 に示すとおりである。最大となる地点での臭気指数は、10 未満（臭気濃度 10 未満）と予測される。

表 3.4-13　予測結果（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

予測地点	予測結果 (臭気指数)
臭気指数が最大となる地点 (風下側約565m)	10未満

(2) 施設からの悪臭の漏洩の影響

① 予測項目

予測項目は、施設からの悪臭の漏洩の影響とした。

② 予測地域

予測地域は、敷地境界及び対象事業実施区域周辺とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、施設の供用が通常の状態に達した時点とした。

④ 予測方法

予測は、施設計画を基に定性的に行った。

⑤ 予測結果

前掲表 3.4-5 に示すとおり現地調査の結果では、臭気指数及び特定悪臭物質はどの地点においても基準値及び参考値を下回っていた。

施設からの悪臭の漏洩は、廃棄物運搬車両の搬出入時における、プラットホーム部の車両入口の開放によるため、プラットホーム及びごみピットからの悪臭の漏洩を防ぐことが重要となる。新施設では環境保全対策として「脱臭設備の設置」、「ごみピットからの漏洩防止」、「プラットホームの出入口扉の開閉時間を短くする」を計画しており、これらの対策を適切に講じることにより、表 3.4-14 に示すとおり、現地調査結果を上回らない値になると予測される。

表 3.4-14 予測結果（施設からの悪臭の漏洩の影響）

予測地点	予測結果 (臭気指数)
敷地境界	10未満

3.4.4 影響の分析

(1) 影響の回避又は低減に係る分析

① 影響の分析方法

影響の回避又は低減に係る分析は、悪臭による影響を回避又は低減するための実行可能な環境保全措置を整理する方法により行った。

② 影響の分析結果

煙突排ガスの排出に伴う悪臭及び施設から漏洩する悪臭による影響を回避又は低減するため、本事業で計画している環境保全措置は表 3.4-15 に示すとおりである。

これらの措置を必要に応じて実施することで、煙突排ガスの排出に伴う悪臭及び施設から漏洩する悪臭の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されるものと評価する。

表 3.4-15　悪臭に係る環境保全措置

①	プラットホーム出入口にエアカーテンを設置して臭気の漏洩を防止するとともに、脱臭装置や薬液噴霧装置を設置して悪臭の発生を抑制する。
②	プラットホーム及びごみピット内は負圧に保ち、臭気の漏洩を防止する。
③	プラットホームの出入口扉の開閉時間を出来るだけ短くする等、日常の維持管理における作業管理に十分な配慮を行う。

(2) 生活環境の保全上の目標との整合に係る分析

① 煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響

ア. 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境の保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

本事業の実施に伴い、煙突排ガスの排出に伴う大気質の影響を適正に管理するため、悪臭防止法を勘案して設定した生活環境の保全上の目標を表 3.4-16 に示すとおり設定した。

表 3.4-16 生活環境の保全上の目標（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

項目	単位	目標値	目標の設定にあたり参考にした基準値等
臭気指数	−	15以下	「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）及び平成24年和光市告示第59号に基づく敷地境界の規制基準（1号基準）

イ. 影響の分析結果

影響の分析結果は、表 3.4-17 に示すとおりである。

予測結果は、予測地点において臭気指数は 10 未満となり、目標値を下回るため、生活環境の保全上の目標を満足する。

表 3.4-17 影響の分析結果（煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響）

項目	予測地点	予測結果	目標値
臭気指数	臭気指数が最大となる地点（風下側約565m）	10未満	15以下

② 施設からの悪臭の漏洩の影響

ア. 影響の分析方法

影響の分析は、本事業の実施に伴う、施設からの悪臭の漏洩による影響の防止対策として適切な対策が採用されているか否かについて検討した。

イ. 影響の分析結果

本事業では、環境保全対策として「脱臭設備の設置」、「ごみピットからの漏洩防止」、「プラットホームの出入口扉の開閉時間を短くする」を計画しており、生活環境への影響は実行可能な範囲で出来る限り回避又は低減されることから、敷地境界における臭気指数は 10 未満と予測され、生活環境の保全上の目標(敷地境界の規制基準:臭気指数 15)を満足する。